

四日市市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 号

四日市市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

四日市市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年四日市市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 （略） 2 から 9 まで （略） 1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 1 1 から 1 3 まで （略） 第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報フ	（定義） 第 2 条 （略） 2 から 9 まで （略） 1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 1 1 から 1 3 まで （略） 第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報フ

ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の<u>拘禁刑</u>又は１００万円以下の罰金に処する。 第５４条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は５０万円以下の罰金に処する。 第５５条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は５０万円以下の罰金に処する。	ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の<u>懲役</u>又は１００万円以下の罰金に処する。 第５４条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の<u>懲役</u>又は５０万円以下の罰金に処する。 第５５条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の<u>懲役</u>又は５０万円以下の罰金に処する。
---	--

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」

という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(議会事務局議事課)